

地方独立行政法人大阪市博物館機構  
科学研究活動及び科学研究費補助金等の運営・管理に関する行動規範

平成 31 年 4 月 1 日

この行動規範は、科学研究活動及び科学研究費補助金等の公的研究費の運営・管理にあたり、当機構の研究者及び事務職員等（以下「研究者等」という。）が遵守すべき主な事項を明らかにすることにより、研究者等の不祥事や疑惑、不信を招くような行為の防止を図り、もって国民の信頼を確保することを目的とし、次のとおり定める。

当機構の研究者等は、これを誠実に実践しなければならない。

- 1 研究者等は、常に高い倫理観を保持し、科学研究活動に当たっては、データや論文等の捏造・改ざん・盗用などの不正行為や疑われる行為を行ってはならない。
- 2 研究者等は、公的研究費は国民から負託された資金であることを認識し、公平・公正に使用しなければならない。
- 3 研究者等は、公的研究費を負託された研究以外に使用してはならない。
- 4 研究者等は、公的研究費の使用にあたり、関係する法令、当機構が定める「科学研究費補助金等事務取扱規則」をはじめとした規則・規程等を遵守しなければならない。  
特に、物品の購入、事業委託等は当機構会計規程に基づくこと。
- 5 研究者等は、不正発生を防止するため、当機構が設置する「不正防止計画委員会」に公的研究費の執行状況等を報告しなければならない。
- 6 研究者等は、利害関係者から物品等の贈与や飲食等のもてなし等、国民からの疑惑や不信を招くことのないよう公正に行動しなければならない。
- 7 研究者等は、公的研究費に係る研修会に積極的に参加し、事務手続き及び仕様ルール等の理解に努めなければならない。